

○ 盛土等による災害の防止に関する調査

- 危険な盛土等の把握・解消に向けて、自治体における盛土規制法※を含む関係法令の運用実態・課題等を調査し、関係部局間の連携や災害リスク情報の把握・共有を一層推進するための方策を検討

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では、上流部の盛土が崩落したことにより、被害の甚大化につながったとされているほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や、不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

※ 「盛土総点検」により、全国約3.6万箇所を目視等で点検した結果、『必要な災害防止措置が確認できなかった盛土』が516か所あり(令和4年3月16日現在)

- また、これまで、法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたこと等も踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する盛土規制法が令和5年5月に施行された。
- 規制の実施主体である都道府県等には、盛土等に伴う災害の防止のため、関係部局が連携し、危険な盛土等に対して適切に対応することが求められている。

※ 盛土規制法では、規制の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とされている。

主要調査事項

- 既存盛土等に関する災害リスク情報の把握状況、関係者への共有状況
- 危険な盛土等への対応実態・課題、関係部局との連携状況
- 盛土等に関する工事の許可・届出手続、その後の検査・確認事務の実施状況 等

主要調査対象

調査対象機関

国土交通省、農林水産省、環境省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村

調査実施期間

令和7年7月～8年3月（予定）